

函館市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を，訪問支援員が訪問し，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・子育て等の支援を実施することにより，家庭や養育環境を整え，虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は，函館市（以下「市」という。）とする。ただし，市長が適切と認めた者に委託することができる。

(支援の対象者)

第3条 事業の支援対象は，児童や保護者または妊婦からの相談や関係機関からの情報提供・相談等により把握され，事業による支援が必要であると市長が認めた，次に掲げる状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者およびそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事，生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等，保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者およびそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等，出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦およびそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他，事業の目的に鑑みて，市長が事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

(支援の内容)

第4条 支援の内容については，対象家庭を訪問し，(1)または(2)もしくは(1)(2)を同時に行うことを基本に，家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。

- (1) 家事支援（食事の準備，洗濯，掃除等）

- (2) 育児・養育支援（育児のサポート等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴，相談・助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握，市長への報告（利用の決定）

第5条 第4条に掲げる支援を利用しようとする，第3条に掲げる対象者は，函館市子育て世帯訪問支援事業利用同意書（別記第1号様式）（以下「同意書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定により対象者から同意書の提出があった場合は，函館市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書（別記第2号様式）により対象者に通知するものとし，また，これを終了したときには，函館市子育て世帯訪問支援事業利用終了通知書（別記第3号様式）により対象者に通知するものとする。

（訪問支援員の要件）

第6条 訪問支援員については，以下のいずれの要件も満たし，事業を適切に実施できる者として市長が認めた者とする。

- (1) 事業の目的，内容，支援の方法を理解し，市長が実施する研修を修了した者
- (2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法，児童売春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，または執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待または児童福祉法第33条の10に規定

する被措置児童等虐待を行った者

(訪問支援員の身分証)

第7条 市長は、訪問支援員に対し、函館市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員証（別記第4号様式。以下「訪問支援員証」という。）を交付する。なお、令和6年3月31日までに交付した函館市養育支援訪問支援者証は、訪問支援員証とみなすことができるものとする。

- 2 訪問支援員が家庭を訪問するときは、訪問支援員証を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示しなければならない。
- 3 訪問支援員証は、他人に貸与、または譲渡してはならない。
- 4 訪問支援員は、その身分を失ったときは速やかに訪問支援員証を市長に返却しなければならない。

(訪問支援員による報告)

第8条 訪問支援員は、訪問した家庭が事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市長に連絡し、必要な支援に適切につなぐよう努めること。

(守秘義務)

第9条 訪問支援員は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童およびその保護者等の対応および個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(費用の負担)

第10条 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

函館市子育て世帯訪問支援事業利用同意書

函館市長 様

私は、函館市子育て世帯訪問支援事業による支援を利用するにあたり、下記の支援の内容および留意事項に同意します。

記

1 支援の内容

<家事支援>

食事の準備 ・ 洗濯 ・ 掃除 ・ その他（ ）

<育児・養育支援>

育児のサポート ・ その他（ ）

2 留意事項

- ・ 支援の実施に必要となる個人情報を訪問支援員派遣事業所と共有すること。
- ・ 支援の利用期間や日数については、函館市が訪問支援員派遣事業所と調整のうえ、決定すること。
- ・ 本事業利用決定後、予定していた訪問日の当日に、すでに訪問支援員が居宅を訪問しているにも拘わらず、正当な理由なく支援を受け入れない場合は、キャンセル料を訪問支援員派遣事業所に支払う可能性が生じること。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

別記第2号様式（第5条関係）

函館市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けで同意のありました函館市子育て世帯訪問支援事業による支援の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 利用期間（予定） 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 2 利用日数（予定） 月 ・ 週 日
- 3 支援の内容

別記第3号様式（第5条関係）

函館市子育て世帯訪問支援事業利用終了通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けで決定した函館市子育て世帯訪問支援事業による支援の利用について、下記のとおり終了することを通知します。

記

利用終了年月日 令和 年 月 日

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
函館市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員証
氏名 _____
上記の者は、函館市子育て世帯訪問支援事業における訪問支援員であることを証明する。
年 月 日
函 館 市 長 印

注意事項
1 訪問を行うときは、この訪問支援員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この訪問支援員証を他人に貸与したり、譲渡してはならない。
3 この訪問支援員証を紛失したとき、または記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この訪問支援員証は、訪問支援員の身分を失ったとき、または訪問業務の終了その他の携帯する理由を喪失する事由が生じたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。